

宇佐市クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）募集要項

健康第 0501002 号

令和 7 年 5 月 1 日

1 目的

気候変動適応法に基づき、熱中症による人の健康被害の発生を防止するため、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定にご協力いただける民間施設（店舗等）を募集します。

2 実施内容

クーリングシェルターに指定された施設は、次の内容を実施します。

- (1) 冷房設備を適切に管理・運用し、休憩場所での快適な室温を保つこと。
- (2) 店舗等の入口や該当箇所等にクーリングシェルター・マークを掲示すること。
- (3) 適切な空間で、一時的に休息できるスペース（イス・ソファ等）を設置すること。
- (4) クーリングシェルターとして公表する場所の受入可能人数を、確実に受け入れられるよう準備すること。

3 募集要件

市内に所在を有する施設であって、次の要件を満たす施設とします。

- (1) 適当な冷房設備※を有すること。
※定期的にメンテナンスされており、指定暑熱避難施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備
- (2) 大分県に熱中症特別警戒アラートが発表された際は、開放可能日において当該施設を開放すること。
- (3) 大分県に熱中症特別警戒アラートが発表されていない日時においても、涼をとれる場所として開放可能日において当該施設を開放するよう努めること。
- (4) 受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること。
- (5) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること。
- (6) 環境省が発表する熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートをメールで配信する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、情報の伝達を受けすること。
- (7) 施設内又は付近に飲料を提供できる設備（自動販売機等）があること。
- (8) 市とクーリングシェルター指定の協定を締結し、施設の名称・所在地・開放可能日時・受入可能人数の公表に同意できること。

4 施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報の運用期間である 4 月第 4

水曜日から10月第4水曜日までとします。なお、運用できる日及び時間帯は施設の状況に応じることとします。

5 募集期間

随時受付

6 申込み方法

別紙申込書に必要事項を記載の上、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、宇佐市健康課健康増進係に提出してください。

7 提出後の流れ

申込書提出後の手続きの流れは、次のとおりです。

- (1) 応募内容の確認・審査
- (2) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (3) 協定の締結
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
- (5) クーリングシェルター運用開始

8 協定の有効期間

協定で定めた有効期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

9 その他

- (1) 協定について疑義が生じた時又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度協議して定めるものとします。
- (2) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。
- (3) 冷房設備の電気代等、クーリングシェルターの開放に必要な経費は各施設の負担となります。
- (4) クーリングシェルターを利用した市民等が、施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負いません。

(申込先・問合せ先)

〒879-0492

大分県宇佐市大字上田 1030 番地の 1

宇佐市役所 福祉保健部 健康課健康増進係

電 話：0978-27-8137

F A X：0978-27-8227

メール：kenkou04@city.usa.lg.jp